

ドローン映像アーカイブス利用ガイドライン

株式会社新潟放送（以下「BSN」という）が所有するドローン映像を販売するにあたり、映像販売のガイドラインを定める。映像販売に際しては本ガイドラインだけでなく、別途定めたドローン映像使用許諾条項や民放連の放送基準、また BSN の放送基準などに準じるものとする。販売先や提供素材に関しては適宜判断し、その結果の根拠は開示しない。また、本ガイドラインは適宜見直すものとし、その最新のものをホームページなどで公開することにより、映像 2 次利用申請者は最新のガイドラインを遵守した使用を心がけるものとする。その上で、BSN が提供する素材内に写りこんでいる各種個人や団体の権利については、映像 2 次利用申請者が適正に処理し、権利関係をクリアした上で使用するものとする。

- ・ 販売した映像によって制作される成果物は、真実を伝えるものでなければならない
- ・ 成果物は関係法令などに反するものであってはならない
- ・ 成果物は健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない

【使用目的】 放送等のコンテンツ制作を目的とした映像素材を販売する。

- ・ 地上波、衛星波、ケーブルテレビ等の各種放送事業者がコンテンツを制作するための素材や番組の一部として
- ・ 海外の放送事業者等がコンテンツを制作するために使用する素材の一部として
- ・ ビデオパッケージ（VP）
- ・ テレビコマーシャル
- ・ テレビインフォマーシャル
- ・ 映画、イベント用映像
- ・ ホームページなどで使用する動画
- ・ その他、BSN が使用を認めた事業

【販売先】 使用目的を鑑み、BSN と取引を行うことが妥当と思われる企業や公的機関を対象とする。個人への販売は行わない。

- ・ 放送局
- ・ 番組制作プロダクション
- ・ 広告会社
- ・ 行政機関
- ・ その他、BSN が販売を認めた企業や団体

【販売先の注意】

- ・ 迷信、占い、運勢判断およびこれに類するものには提供しない
- ・ 許可、認可を要する業種で、許可、認可を得てない企業へは提供しない

- ・ 係争中の問題を抱える企業には基本的に提供しない
- ・ 信教の自由を尊重するものの、特定宗派の拡大や教徒募集などには提供しない
- ・ 政治、経済に混乱を与えるおそれのある問題、意見広告等での使用は慎重に判断する
- ・ 私的な秘密事項の調査を業とするもの、風紀上好ましくない商品やサービス、家庭内の話題として不適当なものの使用に際しては慎重に判断する
- ・ 死亡、葬儀に関する映像の取り扱いは慎重に判断する
- ・ 消費者金融、また不特定かつ多数の者に対して利殖を約束し、またはこれを暗示して出資を求める業種についての提供は慎重に判断する
- ・ ギャンブルや射幸心をあおる業種への提供については慎重に判断する
- ・ 通信販売やコマースなどを使用する際は、該当商品だけでなく同社が取り扱う全ての商品やサービスにおいて、現行法規に抵触した表現が全媒体においてなされていないことを前提とする
- ・ 医療、医薬品、医薬部外品、医療用具、化粧品、いわゆる健康食品などに関する使用では、医師法、医療法、薬事法などに抵触していないことを前提とする

【提供する映像】BSN が収録したドローン映像をアーカイブス化した素材の中から、販売可能と判断した過去映像を提供する。また、必要に応じて新規素材の収録を行い、同様に販売する。

- ・ 事件、事故などでニュース用に収録した映像は基本的に提供しない
- ・ ただし、使用目的が公共の福祉や文化の向上に寄与すると判断される場合等には、その事象に応じて判断する
- ・ 提供した素材に写り込む店舗や通行人などについて、BSN では二次利用の権利処理を行わない
- ・ 個人の肖像権などが明らかなものは、使用の条件等により総合的に勘案して提供可否を決める

【提供する映像の注意点】

- ・ 人命を軽視するような取り扱いはしない
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない
- ・ 個人情報取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない
- ・ 法令を尊重し、その執行を妨げるような取り扱いはしない
- ・ 犯罪の助長に手を貸すような取り扱いはしない
- ・ 児童および青少年へ配慮して使用する
- ・ 社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような取り扱いはしない
- ・ 社会、公共の問題で意見が対立しているものについて、偏った使用は控える

- ・ 下品、卑わいな使用は避ける
- ・ 投機をあおる表現および誇大または虚偽の表現のための使用は控える

【使用条件】

- ・ 提供を受けた素材を複製、頒布、または他人に譲渡、貸与しない
- ・ 素材に第三者の著作権、著作隣接権、肖像権などが含まれる場合は、申込者とその責任と費用負担において処理する
- ・ 申込者は素材使用に関して、BSN の公共性に十分留意する
- ・ 素材または作品を使用することにより、他から苦情が出された場合には、申込者とその責任と費用負担において一切の措置を講じる。万一、これによって紛争が生じた場合は、申込者の責任と費用負担によって解決するものとし、BSN は一切関知しない
- ・ 契約書などに違反し、または違反する恐れがある場合は、素材使用許可を取り消すことがある。また、違反した場合には、違約金として提供料相当額を徴収するほか、BSN に違約金を上回る損害が生じた場合には、さらにこの分の損害賠償を請求する
- ・ 本ガイドラインに明記する BSN の業務の一部について、関連会社の BSN ウェーブに委託することを了解する
- ・ 反社会的勢力とは一切の関わりを持たない。本件映像使用者（若しくはその関係者）や団体、企業が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合、あるいは、本件の履行が暴力団等の反社会的勢力の活動を助長し、またはその組織運営に寄与する恐れがあると判明した場合は契約を催告なく解除する